

京都市財政健全化推進本部設置要綱

制定	平成21年	7月22日
改正	平成21年12月	1日
改正	平成24年	4月1日
改正	平成25年	4月1日
改正	平成25年	8月30日
改正	平成26年	4月1日
改正	平成27年	4月1日
改正	平成28年	4月1日

(目的及び設置)

第1条 特別の財源対策に依存しない、景気の変動にも耐え得る安定した財政構造を確立し、低成長、少子高齢化時代にふさわしい持続可能かつ機動的な財政運営に向けた取組を進めるため、京都市財政健全化推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(組織)

第2条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第3条 推進本部の会議は、本部長が必要があると認めるとき、随時招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、副本部長及び本部員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第4条 推進本部の庶務は、行財政局財政部財政課において行う。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、財政担当局長が定める。

附 則

この要綱は、制定の日（平成21年7月22日）から実施する。

附 則

この要綱は、改正の日（平成21年12月1日）から実施する。

附 則

この要綱は、改正の日（平成24年4月1日）から実施する。

附 則

この要綱は、改正の日（平成25年4月1日）から実施する。

附 則

この要綱は、改正の日（平成25年8月30日）から実施する。

附 則

この要綱は、改正の日（平成26年4月1日）から実施する。

附 則

この要綱は、改正の日（平成27年4月1日）から実施する。

附 則

この要綱は、改正の日（平成28年4月1日）から実施する。

別表（第2条関係）

- (1) 会計管理者
- (2) 産業戦略監
- (3) 地球環境・エネルギー政策監
- (4) 文化芸術政策監
- (5) 危機管理監
- (6) 監察監
- (7) 観光政策監
- (8) 子育て支援政策監
- (9) 交通政策監
- (10) 京都市事務分掌条例第1条に規定する局の長及び財政担当局長
- (11) 区長及び担当区長
- (12) 消防局長
- (13) 京都市公営企業の管理者及び組織に関する条例第2条に規定する管理者
- (14) 教育長
- (15) 選挙管理委員会事務局長
- (16) 監査事務局長
- (17) 人事委員会事務局長
- (18) 交通局次長
- (19) 上下水道局次長
- (20) 教育次長
- (21) 上記のほか、本部長が必要と認める本市関係職員